

# 入札参加者提出資料

別表 6

## 1. 必ず提出資料（特定建設工事共同企業体で入札参加する場合）

	提出書類	説明
①	入札参加者申請書	・本組合指定様式 ・本ファイル末尾の書類を使用すること
②	特定建設工事共同企業体協定書 (共同施工方式)	・本組合指定様式 ・本ファイル末尾の書類を使用すること

共同企業体入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

大阪広域環境施設組合契約担当者 様

共同企業体 事務所  
所在地  
名称  
(代表者)  
所在地  
商号  
職・氏名

業者番号														
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(構成員)  
所在地  
商号  
職・氏名

業者番号														
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

次の工事にかかる事後審査型制限付一般競争入札参加資格について、資料を添えて申し出ます。なお、資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工事名称 \_\_\_\_\_

2 工事場所 \_\_\_\_\_

3 構成員

	業者番号	商号	出資割合 (%)
代表者			
構成員			

4 連絡先

所属名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

特定建設工事共同企業体協定書（共同施工方式）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（1）大阪広域環境施設組合発注に係る

（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）  
の請負

（2）前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、  
企業体（以下「企業体」という。）と称する。

特定建設工事共同

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を

に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の  
履行後3ヵ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定に  
かかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものと  
する。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、  
する。

を代表者と

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、とし、共同企業体の  
名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合には、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり  
特定建設工事共同企業体協定を締結し  
たので、その証拠としてこの協定書 通を作成のうえ、各通に構成員が記名  
押印し、 通は各自所持し、1通は大阪広域環境施設組合へ提出するものと  
する。

令和 年 月 日

# 共同企業体変更届

令和 年 月 日

大阪広域環境施設組合

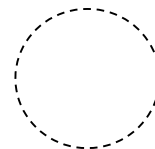
契約担当者 事務局長 様

(〒 - )

共同企業体 事務所  
所在地 \_\_\_\_\_  
フリガナ \_\_\_\_\_  
名称 \_\_\_\_\_

(代表者) 構成員 主たる営業所 (又は支店等) の  
所在地 \_\_\_\_\_

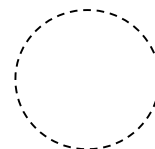
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者 (又は受任者) \_\_\_\_\_  
役職・氏名 \_\_\_\_\_



実印又は  
使用印

構成員 主たる営業所 (又は支店等) の  
所在地 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者 (又は受任者) \_\_\_\_\_  
役職・氏名 \_\_\_\_\_



実印又は  
使用印

下記のとおり変更が生じたのでお届けします。

## 記

変更事項	変更前	変更後
(該当する変更事項を ○で囲む)  ア. 共同企業体名称 イ. 事務所の所在地 ウ. 取引銀行		

## 申請についての注意（記載要領）

### ○ 共同企業体入札参加資格審査申請書

- 1 申請は、代表者（会社）を先にして（出資割合の多い順に）連名で行うこと。
- 2 共同企業体の名称・事務所の所在地は、共同企業体協定書第2条、第3条に定めたものを記入すること。

### ○ 協定書 ----- 構成員数部を複写して使用すること。 協定書の頁ごとに割印を押すこと。

- 1 工事の名称（第1条関係） 空欄に工事の名称を記入すること。  
第1条  
(1) 大阪広域環境施設組合発注に係る **○○○○○工事**  
(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。)の請負
- 2 共同企業体の名称（第2条関係）  
共同企業体の名称は、代表者（会社）を先にしてできるだけ簡潔に記入すること。  
(例) 構成員 □□建設(株)、△△建設(株)  
名 称 □□・△△特定建設工事共同企業体  
第2条 当共同企業体は、 **□□・△△特定建設工事共同企業体**  
(以下「企業体」という。)と称する。
- 3 事務所の所在地（第3条関係）  
共同企業体の事務所は、代表者（会社）の主たる営業所（支店登録の場合は支店等）に置くこと。  
第3条 当企業体は、事務所を **大阪市○○区○○町○丁目○番○号**  
**□□建設株式会社 大阪支店 内** に置く。

### 4 成立の時期（第4条関係）

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3ヵ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

協定書を交わした日を記入すること。  
(公示日から申請日の間の日付)

### 5 構成員の住所及び名称（第5条関係）

各構成員の「主たる営業所の所在地」（単体で支店登録の場合でも、主たる営業所の所在地）及び「商号又は名称」を、代表者（会社）を先にして連記すること。

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

**○○県○○市○○町○○丁目○番○号**  
**□□建設株式会社**  
**大阪市○○区○○町○○丁目○番○号**  
**△△建設株式会社**

6 代表者の名称（第6条関係）

代表者（会社）の「商号又は名称」のみ記入すること。

第6条 当企業体は、 **□□建設株式会社** を代表者とする。

7 構成員の出資割合（第8条関係）（共同施工方式の場合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

**□□建設株式会社**      **〇〇%**  
**△△建設株式会社**      **〇〇%**

8 分担工事額（第8条関係）（分担施工方式の場合）

第8条 各構成員の建設工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減等があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

**〇〇工事**      **□□建設株式会社**  
**□□工事**      **△△建設株式会社**

9 取引金融機関（第11条関係）

金融機関名及び支店名を記入すること。

第11条 当企業体の取引金融機関は、 **□□銀行 △△支店** とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

10 協定書の記名押印

**□□建設株式会社** 外〇社は、上記のとおり  
**□□・△△** 特定建設工事共同企業体協定を締結した  
ので、その証拠としてこの協定書〇通を作成のうえ、各通に構成員が記名押印し、**通**  
は各自所持し、1通は大阪広域環境施設組合へ提出するものとする。

令和    年    月    日    協定書を交わした日を記入すること。  
(第4条関係で記載した日付と同一)

**大阪市 〇〇区 〇〇町 〇丁目 〇番 〇号**  
**□□建設株式会社大阪支店**  
**大阪支店長 〇〇〇〇**

使用印

**大阪市 〇〇区 〇〇町 〇丁目 〇番 〇号**  
**△△建設株式会社**  
**代表取締役 〇〇〇〇**

使用印

11 特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書（分担施工方式の場合）

大阪広域環境施設組合発注に係る下記工事については、□□・△△特定建設工事共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を次のとおり定める。

分担工事額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

○○工事 □□建設株式会社 ○○円

□□工事 △△建設株式会社 ○○円

□□建設株式会社 外○社は、上記のとおり分担工事額を定めたのでその証拠としてこの協定書○通を作成のうえ、各通に構成員が記名押印し、○通は各自所持し、1通は大阪広域環境施設組合へ提出するものとする。

令和 年 月 日

○○特定建設工事共同企業体

代表者 □□建設株式会社

代表取締役 ○○○○



△△建設株式会社

代表取締役 ○○○○



○ その他

当該工事を受注した場合において、協定書に定めた下記の事項に変更が生じたときは、構成員連名での変更届を提出すること。（大阪広域環境施設組合契約担当まで問い合わせのこと）

① 特定建設工事共同企業体の名称（第2条関係）

② 事務所の所在地（第3条関係）

③ 取引金融機関（第11条関係）

また、各構成員において代表者・使用印鑑等に変更が生じた場合は、所定の様式により、それぞれ単体の変更届とし、すみやかに届け出ること。